

総務文教常任委員会記録

令和2年3月11日

【開催日】 令和2年3月11日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時48分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	芳司 修重
総務課長	田尾 忠久	総務課総務係長	岩壁 寿恵
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏	人事課主幹	光井 誠司
消防課長	末永 和義	消防課主幹	岩村 淳
消防課課長補佐	田中 弘保	消防課消防庶務係長	若松 宗徳
消防課消防団係長	吹金原 信夫	企画部長	清水 保
企画政策課長	和西 禎行	教育長	長谷川 裕
教育部長	尾山 邦彦	教育次長兼教育総務課長	吉岡 忠司
教育総務課課長補佐兼総務係長	矢野 亜希子	教育総務課課長補佐兼学校施設係長	熊野 貴史
社会教育課長	河上 雄治	社会教育課課長補佐兼青少年係長	池田 哲也
社会教育課公民館係長	柿並 健吾		

【事務局出席者】

事務局次長	石田 隆	議事係長	中村 潤之介
-------	------	------	--------

【審査内容】

1 議案第39号 山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制

- 定について (教育総務)
- 2 議案第40号 山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例の
制定について (教育総務)
- 3 議案第41号 山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定につ
いて (社会教育)
- 4 議案第22号 山陽小野田市公平委員会設置条例を廃止する条例の制定に
ついて (人事)
- 5 議案第42号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変
更について (総務)
- 6 議案第23号 山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (人事)
- 7 議案第24号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (人事)
- 8 議案第48号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 9 議案第49号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する
条例の制定について (人事)
- 10 議案第50号 山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定について (人事)
- 11 議案第25号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について (消防)

午前9時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開
会いたします。それでは審査内容の1番からお願いいたします。議案第
39号ですね、よろしくをお願いいたします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 それでは、議案第39号山陽小野田市立小中学
校条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。今回

の改正は、令和2年4月に埴生小学校と埴生中学校が、新校舎を中心とする施設一体型の学校になることに伴い、埴生小学校と埴生中学校の所在地を変更するものであります。埴生小学校と埴生中学校が供用します事務室、職員室や校長室がある新校舎が、大字埴生280番地の土地の大部分に存在することから、新しい位置をこの地番に変更するものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので質疑を受けます。

山田伸幸委員 番地を見ると埴生中学校は旧283番地で、このたび280番地ということなんですが、これは番地の統合とか、今言われた主たる事務所の位置が変わるということなんでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 現在の埴生中学校の生徒棟、こちらの生徒棟が283番地のほとんどの上に建っておりますので、その中に現在、職員室、事務室がございます。この職員室、事務室が新しい棟、この新しいほうは280番地のほうに建っておりますので、そちらのほうに移動することで、中学のほうの住所変更になるということです。

河野朋子委員長 ほかに。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、討論は。

山田伸幸委員 この間いろいろ調査をする中で、この場所に、やはり大きな問題がある。移転そのものにも問題があるというふうに思いますが、本議案については、単に位置の番地の変更ということでありますので、賛成といたします。

河野朋子委員長 討論を打ち切り、採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして議案第40号について、お願いいたします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 それでは議案第40号山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例の制定について御説明をいたします。子ども子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月1日以降、3歳から5歳の保育料が無償化されたことに伴う廃止となります。本市の保育料は、山陽小野田市子供のための教育保育に関する利用者負担額を定める規則に定められており、10月1日以降の対象児童の保育料は、規則の一部改正によりゼロ円とされております。市内唯一の公立幼稚園であります埴生幼稚園は、対象年齢が3歳から5歳であり、今後保育料の徴収をしないことから、本条例を廃止するものです。なお、施行日は公布の日からとし、条例の廃止に伴い施行規則も廃止する予定です。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので質疑を受けます。質疑はありますか。

山田伸幸委員 利用者は今おられるでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 園児数につきましては、令和元年度が27名、令和2年度は22名の予定です。

笹木慶之委員 確認しますが、令和元年10月から無償化ということなんですよ。それで、この当該条例の廃止日が公布の日から施行となっておりますが、このタイムラグはどういうことでしょうか。

尾山教育部長 まず、この時期になったことをおわびしなければなりません。

本来ですと、私のほうでよく気を付けて、10月1日からの施行ということで、これは9月議会にお諮りしなければならないところを失念しておりました。申し訳ございませんでした。それから、御質問の附則が公布の日から施行するということですが、これは遡及適用で、去年の10月1日ということも考えられなくはないんですけども、実質、遡及適用する可能性が全くないということから、ここで10月1日から施行すると、適用するという遡及適用の規定を設けても、それは意味がないというような解釈になっておりますので、公布の日からとすることでも実質何も弊害がないということで、このようにいたしております。

笹木慶之委員 二つ、今問題がありました、そのとおりでと思うんですね。だから、やはり説明のときには、そこまで説明されないかね。つい、ぼっと見るとこれでいいのかということになりますが、やはり条例等の管理は、執行部の最大責任の下に行われますから、やはりそのような説明を今後お願いしたい。

山田伸幸委員 ちょっとあわせてお聞きしたいんですが、幼稚園だと大体午前中で終わるんですが、今、午後も含めて保育が続けられているんでしょうか。

河野朋子委員長 幼稚園の実情が今分かりますか。分からなければ、そのように回答していただければいいです。

吉岡教育次長兼教育総務課長 通常どおりの保育時間というふうには認識しておりますが、正確な時間をちょっと現在把握しておりません。申し訳ございません。

河野朋子委員長 ほかに質疑は。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切りまして、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛

成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第41号について説明をお願いいたします。

河上社会教育課長 それでは、議案第41号山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。本日お配りしております資料に基づいて説明をさせていただきますので、資料を御覧いただければと思います。まず、資料1を御覧ください。本条例の改正の理由は、埴生地区の老朽化した公共施設を効率的に整備し管理するため、埴生中学校の南側の敷地に埴生支所、埴生公民館、埴生児童クラブを集めた複合施設を建設しておりまして、令和2年10月に供用開始する予定としております。つきましては、新埴生公民館の住所、市民の利用に供する部屋の使用料及びその部屋の冷暖房使用料を定める必要があるため、本条例の改正をするものであります。改正内容は、住所を現公民館の住所、山陽小野田市大字埴生525番地1を、新公民館の住所で主たる事務室があり建物の大半を占めます山陽小野田市大字埴生275番地に改正いたします。使用料の額につきましては、部屋の構成が変わるため、他の公民館の使用料の額を基に、新しい公民館の各部屋の面積に応じて使用料の額を設定しております。資料1の表と資料2の平面図をあわせて御覧いただければと思います。いずれも1時間当たりの使用料で、かつ、税込み表示をしております。まず平面図下左部分が多目的室1としておりまして、施設使用料310円、冷暖房使用料、失礼しました冷房使用料270円、暖房使用料160円。平面図下中央部分が多目的室2で使用料390円、冷房使用料490円、暖房使用料330円。平面図下右部分が会議室で、施設使用料250円、冷房使用料270円、暖房使用料160円。平面図上左部分が団体企画室で、施設使用料170円、冷房使用料160円、暖房使用料110円。平面図上右部分が、調

理実習室で、施設使用料 3 1 0 円、冷房使用料 2 7 0 円、暖房使用料 1 6 0 円。平面図上中央部分が和室で、施設使用料 2 5 0 円、冷房使用料 2 7 0 円、暖房使用料 1 6 0 円としております。施行日につきましては、令和 2 年 1 0 月に施行予定としておりますが、全ての工事が完了していないため、施行日におきましては規則で定めることとしております。以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので質疑を受けます。

山田伸幸委員 完成の日が、なかなか見通しがつきにくい状況があるかもしれませんが、現在、予定と比べて工期はどのぐらいの進捗率になっているのでしょうか。

河上社会教育課長 はい、当初予算のときのスケジュールにつきましては、建設工事を昨年 8 月末に終え、そして、外構工事を今年 1 月末に終え、かつ、今年 2 月、3 月で引っ越し準備を行い、3 月末もしくは 4 月初めに供用開始としておりました。しかしながら、何度か説明を申しあげましたように、建築主体工事が中断いたしまして、全ての工事あるいは供用開始が遅れているところです。そういった中におきまして、建設工事がこの 3 月中に終え、そして外構工事が 3 月に契約を締結し、8 月末そして今年 9 月に引っ越し準備を行い、10 月中に供用開始とすることと変更させていただきました。ただ、今回追加議案で上げさせていただき、またその際にも御説明を申し上げたいと考えておりますけれども、外構工事の積算誤りが発覚いたしまして、若干の遅れ、外構工事の着工に若干の遅れが生じております。したがって、建設工事はこの 3 月末で確実に見込みとなっておりますが、外構工事の着工そのものが 5 月ぐらいになるのではないかと考えております。ただし、この工事の完了につきましては、9 月中旬ぐらいには終える予定で、引っ越し作業等を短縮する中で、10 月中には必ず供用開始ということで進めてまいりたいと考えております。

山田伸幸委員 積算の問題はまた議論するとして、以前ですね、多目的室をめぐってはいろいろ議論があったところですが、これは埴生地区の方々だけではなくて全市民にも開放する、利用していただきたいということをおっしゃっていたんですが、こういった考えは今までも変わっておりませんか。

河上社会教育課長 まず、この埴生公民館の多目的室2、そして1の部分になるかと思います。まず、通常管理運営につきましては、この多目的室1、2の間、仕切りを常時行うことによって、それぞれの部屋で活用していきたいと考えております。そういった中で多目的室2につきましては、約188平米の広さがあります。現公民館の大講堂につきましては、181平米とおおむね同等の広さとなっております。したがって、通常、地区で御利用いただくに当たっては、先ほど申し上げましたような仕切りをした上での活用でしっかりと利用していただきたいと考えております。一方で、この仕切りを外すと非常に大きな部屋となります。山田委員が言われましたように、この大きな部屋というところで、文化団体等の発表の場等にも、しっかり周知を図る中で活用していただければと考えております。

山田伸幸委員 実は、こういった大き目の部屋というのは、市内のみならず、いろいろな文化団体等が借りたがっているんですね。いわゆるホールなどを借りると非常に高いし、大き過ぎるということで、大体300人程度のホールというのは、いろんな団体が使いたがっているという状況がありまして、ひょっとしたらこれ市外からもですね申込みがあるんじゃないかなと思うんですが、そういった市外からの申込みあるいは市内からの申込みを、やはり優先順位を付けるべきではないかなと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょう。

河上社会教育課長 市外の利用と市内の方々の利用の区別ですけれども、現在

各公民館、いずれの公民館におきましても、受付期間を変えております。市内の方につきましては実施予定の2か月前から受け付けることとしておりまして、その中で空いているところへという趣旨の中で、市外の方は1か月前からという区別を付けておりまして、その辺で市民優先の利用を心掛けているところです。

山田伸幸委員 ということは、市外の方も2か月前からの利用がということなんですか。（「いいえ、1か月です」と呼ぶ者あり）1か月ですか。はい。それともう一つ、よく私もいろんな方から聞くのが、ステージの利用なんですね。ステージのみのというのがこの中にはないんですが、そういったことは想定されていないんでしょうか。

河上社会教育課長 このステージだけの利用というのも検討したんですけれども、ここステージとこの多目的室2のところの通常の部分の仕切りがまざらないというところと、やはりステージでいろんな活動しておられて、かつ、その多目的室2の部分のフロアの部分、ここで同時に別々の事業、片やステージでは音楽演奏の練習をしておって、多目的室の2のほうで研修あるいは会議をやることはなかなか難しいだろうというところの判断の中で、ここの部分を一緒に考えて使用料設定をしております。

笹木慶之委員 実は、この説明資料の中にも書いてあるんですが、複合施設という名前を使っておられますよね。複合施設。この資料の図面のほうにも、括弧して埴生公民館と書いてある。こういうふうなのをどんどん出されると、昨日、本会議で言われた話と矛盾したことになって、誤解を招くんじゃないかと思うんですが、もうこの条例改正が出たわけですから、名称をきちっと決めて対応されないと、我々も言葉、説明のとき困るんですよね。だから埴生公民館でいくということなんですね。念を押しておきますが。いいですか。

河上社会教育課長 はい、大変申し訳ありません。この埴生地区複合施設とい

うのは事業名というところもありますけれども、確かに平面図の中に入れると分かりにくいところ、誤解を生じるところがあります。今後、十分に気を付けてまいりたいと思っております。

笹木慶之委員　そこでもう1点。もう1回お尋ねしますが、複合施設、厚狭の複合施設とそれから埴生は複合施設を使わないという使い分けの定義を教えてください。

河上社会教育課長　まず、利用名におきまして公民館を複合施設とした場合のメリットをちょっと考えてみたんですけども、メリットといたしましては社会教育法上の公民館の利用制限がクリアされまして、例えば専ら営利を目的とする事業、特定の政党の利害に関する事業等が制限されておるんですけども、この制限がクリアされ利用を拡大させることが予測されます。しかし、このメリットにつきましては、誰でもどのような事業所でも利用できるという観点から、場合によってはデメリットにもつながる。特にこの埴生公民館の立地につきましては、学校と隣接という位置にありますので、そういったデメリットも十分に考えられると思います。したがって、この利用の拡大につきましては、地元とのしっかりとした協議が必要となると考えられますけれども、現公民館の運営につきましては、特に地元の方々の苦情等意見等もなく、またこの利用拡大は、複合施設の利用というところにも、意見等も求められていないところです。したがって、またこの部分において地元との協議がなされていないというのが、まず一つの理由です。その次に、もう一つの理由といたしましては、笹木委員がおっしゃったように、複合施設の規定を設けているのは厚狭地区複合施設があります。厚狭地区複合施設との整合性につきましても検討いたしましたけれども、厚狭地区と埴生地区につきましては人口規模に大きなかい離、約2倍以上の差があります。そういった中で埴生公民館の利用を鑑みると、厚狭地区と同様に考えていくのはちょっとナンセンスなのかなと考えました。人口規模が比較的近くで、ハード面で複合化されている施設は、赤崎公民館がありま

す。当館は赤崎公民館と南支所それから赤崎福社会館と中央図書館赤崎分館がハード的に複合化されています。赤崎公民館につきましては、今条例上、運用上には、それぞれの機能で条例を定めているところです。この度、この埴生公民館につきましては、この赤崎公民館との整合性を鑑み、公民館としての条例を定めさせていただきたいと考えております。今後、利用の拡大において地元や利用者から要望があった場合、又は公民館において新たな方向性、新たな要望等が生じた場合につきましては、複合化ということもしっかり検討してまいりまして、また、議会のほうにも御審議賜りたいと考えております。

笹木慶之委員　そうしますとちょっと確認しておきますが、地元の協議はまだされてないということですね。

河上社会教育課長　はい、複合化利用拡大における協議は別段に行っておりません。

笹木慶之委員　今、メリット・デメリットのことも言われましたし、それは理解できますが、そういった結論として赤崎の例を捉えてハード的な面を前提とした考え方の中で、それに準拠したと。現状ではそのように理解していいんですかね。ただ、今後については、状況に応じてまた対応は考えていくということですね。だから当面は、今、埴生公民館の名称を使っていくということで理解していいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

山田伸幸委員　利用については、いろいろな利用形態もありますけれども、住民の方の意向を第一に考えていただきたいと思います。それと、使用料の件でお伺いしたいんですが、冷房と暖房の金額が違っております。普通、家庭用の、これ全館エアコンだと思うんですが、家庭用の場合、暖房のほうが電気代が高く付くんですね。冷房のほうが安いというのが通常です。ですが、この公民館で使われる、この新しい施設で使われる冷

暖房設備では、暖房のほうが安く付く機械なんですか。

河上社会教育課長 空調機器については、それぞれの公民館において機能が違いますので、一概にそういうことがなかなか難しい状況です。ただ、使用料の根拠としたものが、平成25年の12月定例会で御説明申し上げた案件になりますけれども、旧山陽地区と旧小野田地区の公民館の使用料がばらばらで、整合を取る必要があったという中で、標準的な使用料の設定を行ったところです。この金額を基に算出をしておるところで、この冷房のほうが高いということになったところです。

山田伸幸委員 ということは、そういうエネルギー効率だとか機械の能力とかは関係ないと。面積において、今まで踏襲されたその金額で行くんだという考え方ですね。どうなんですか。本当、家庭用なんかでいったら、冷房のほうがもうほとんど掛からないシステムになっているんですね。やっぱりその辺をちょっと今後、これ今、教育委員会ではどうにもならない部分かもしれませんが、全体の施設を見ながらいかになくちゃいけないかもしれませんが、やはり施設において新しい機器が入って負担が変わってくるのなら、それも若干反映させるべきではないかなと思います。いかがですか。

河上社会教育課長 この基準につきましては、今後、公民館だけではなく、委員おっしゃったように全体でしっかり研究をしていく必要があるかと思っておりますので、また今後の研究課題とさせていただければと思います。

河野朋子委員長 よろしくお願いたします。ほかには。

長谷川知司委員 この施設の建物の引渡しはいつの予定ですか。

池田社会教育課課長補佐 こちらの工事ですけれども、建築主体工事が3月の6日に完成検査が終わっております。それから、電気工事につきまして

は今週の末の検査の予定となっております。

長谷川知司委員 供用開始が10月ということなのですが、その間の施設の維持管理はどのように考えていらっしゃいますか。要するに建物っていうのは、できてもまだ湿気があるわけですね。それで、閉め切ったたらカビが生える。特に和室とか畳があれば、当然カビだらけになると思います。そういうことで、ここの風通しあるいは畳を上げておくとか、様々なやっぱ維持管理が要るんですね、使わないとしても。その間をどのように考えているか。

河上社会教育課長 まず、ここの根本的な管理につきましては、機械警備を供用開始前から入れたいと考えておりまして、防犯に対するものは機械警備によって対応してまいりたいと思っております。それから長谷川委員がおっしゃる換気等の問題につきましては、順次、現公民館あるいは私ども社会教育課のほうで随時対応してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

長谷川知司委員 是非、朝窓を開けて夕方閉めるというように、毎日換気をさしてください。そして、よければ畳は上げた状態で鏡合せにしておくほうがいいと思います。

河野朋子委員長 はい、意見ということで、受け止めてください。

河上社会教育課長 ちょっと毎日できるかどうかすいません、お約束ができませんけれども、できるだけ頻繁な回数で空気の換気をさせていただき、今長谷川委員がおっしゃったその畳を上げて風通しをよくするっていうことについては、引渡し後、しっかり対応してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

山田伸幸委員 この施設は使い方によってはもう本当、たくさんの方から

の利用があるということも想像されますので、是非いろいろなイベント等も、地元の方が安心して使えるように配慮していただきたいと思っておりますし、市外の方も快く使えるように気を付けていただきたいんですが、それについては、いかがでしょうか。

河野朋子委員長 先ほどとちょっと重なりますけども、いいですか。

河上社会教育課長 まず、今回条例を上げさせていただいたこの時期、供用開始半年前に上げさせていただいた理由といたしましては、しっかり周知をさせていただきたい、周知期間を設けたいというのがまず一つの目的です。周知をすることによって多くの方々に利用していただけることにつながるのかなということで、今回ちょっと早目に上げさせていただいたところですが、したがって、供用開始前にしっかりとPR、利用についての周知をしてまいりたいと考えております。それから、来られた方が安心して利用できるという御意見ですけれども、ここは平屋建てで、原則としてバリアフリー化に努めておるところです。そういったところについてもしっかりと対応してまいりたいと思っております。運用面におきましても、来られた方が気持ちよく利用できるように、職員へ指導して、対応について努めてまいりたいと考えております。

奥良秀委員 一つだけ確認させていただきたいんですが、10月中には供用開始をされたらという話なんですが、供用される前、供用されるときに、事務所開きというか、そういうことはされないですね。

河野朋子委員長 されないという確認です。

河上社会教育課長 供用開始時に、簡単なセレモニー。簡単なテープカット等の事業は考えております。あと、まだ正式ではありませんけれども、地元の方々が、やはり大変めでたいことなので何かイベントをしたらいいなというような声が上がっておりますので、それが具現化いたしました

ら、そこと連携をさせていただく中で地元ならではのオープニングセレモニー、オープニングイベント等もできたらなどは考えております。

奥良秀委員 あくまで、地元主体ということによろしいですかね。確認として。

河上社会教育課長 テープカット等、それから主催者の挨拶等は、当然こちらの市のほうになりますけれども、イベントをもしやられるということであれば、地元主体になってくる。もちろん、教育委員会としても人的なお手伝いはさせていただこうと思っておりますけれども、地元主体ということになるかと思えます。

伊場勇副委員長 先ほど、複合施設にするメリット・デメリットをおっしゃいましたけれども、やはりそのデメリットのところ、小・中学校が近くにあるというところだと思うんですね。公民館なので基本的に飲食だけの行事は無理だとか、お金を払ってイベントをすとか、要は入場料取るとかですね、そういうのは駄目じゃないですか。ただ、それを少し緩和すれば、例えばそういう酔っぱらった方が同じ小・中学校学校の敷地内のようなところにいるっていうところで、いろんな影響が、デメリットがあると思っはいるんですけど、教育面でどういったことが今懸念されているのかっていうのを教えてほしいんですね。それがまた地元との協議の中で、やっぱり子供主体と始めは考えられると思うんで、そこは一つの起点になるんじゃないのかなと思うんですが、小・中学校が近くにあるデメリットについて、もうちょっと詳しく教えてください。

河上社会教育課長 まず、公民館そのものですけれども、地域の生涯学習の拠点施設として位置づけられておるところです。したがって、様々な利用団体が入ってきた場合において、生涯学習を行う場が制限される可能性があるっていうのがまず一つ。それから、もう一つは今副委員長おっしゃったように、学校と隣接しておりますので、飲酒をされた方が学校内に入ることがないとは思いますが、そういった恐れ

がある。あるいは、営利を目的とした事業所がその学校の近くで営業活動をしていくって、これもあんまり好ましくないのかなど。そういったところが懸念材料として挙げられます。したがって、仮に複合施設としての運用をするに当たっては、先ほど申し上げましたけれども、そういった懸念事項、そして地元も当然いろんなことを考えておられると思いますので、その辺をもしやるのであれば、しっかり協議をする中で進めてまいりたいと思っています。

山田伸幸委員 飲酒を伴うような飲食の提供というのは、公民館であればできないと、ずっと公民館を使っていて認識しているんですが、違っておられますか。

河野朋子委員長 だからそれは複合施設にした場合に、そういうことができるようになるので、それが懸念材料であると説明でしたので。これについては、今後の課題ということで、今回この条例に直接反映していませんよね。だから、今回は公民館として出されておりますので、今後それを複合施設としてするかどうかっていうのは、今からの課題と先ほど答弁を頂きましたので、この件についてはもうこれ以上は質疑をしても多分深まらないと思いますので、ほかに質疑は。

長谷川知司委員 私は、学社融合、これを是非やってもらいたいんです。何のために近くにこれを造ったか。地域コミュニティーという中で、学校と公民館、社会教育が一緒になってやるっていうことが大事と思うんですね。そのためには、やはりあの地域の人が学校の中にも行きやすい、また子供たちも公民館とかも使いやすいという学社融合、是非これを埴生地区で進めていただきたいと思います。そのつもりでここに造られたと思うんですが、答弁よかったらお願いします。

河上社会教育課長 長谷川委員がおっしゃるように、ここに建てる目的っていうのはそういった学社融合、地域の方々が学校に出向き、あるいは子供

たちが地域イコール公民館ということになりますけれども、そういった交流をする中で、地域総がかり、社会総がかりで子供たちの豊かな成長につなげていくということを考えております。今後、このメリットをしっかり生かしながら、地域と学校が連携そして融合できるような関係を作ってまいりたいと思っております。実は、今年度におきましても、地域の方々、小学校・中学校の校長先生、公民館長、そして社会教育課の社会教育主事が入りまして、今後小・中一貫校と公民館等の連携についてのどのようなことができるかというのは、数度協議をしております。これをまた具現化する中で、学社融合の推進に努めてまいりたいと思っております。

河野朋子委員長 はい、お願いいたします。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切りまして、討論はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論もなしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上で、入替えをいたします。45分まで休憩いたします。

午前9時40分 休憩

午前9時45分 再開

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。審査番号の4番、議案第22号について説明をお願いいたします。

辻村総務部次長兼人事課長 それでは、議案第22号公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について御説明します。公平委員会は、職員の給与、

勤務時間その他勤務条件に関する職員からの措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ることや職員に対する不利益な処分についての職員からの不服申立てに対する裁決又は決定をしたり、職員からの苦情の処理をしたりすることなどです。この度、市町総合事務組合へ移行する理由は、これまで14年間に審査等はないこと、事案に対してより高度な中立性と独立性が期待できること、令和2年度から会計年度任用職員が導入され対象職員が増大すること、現在の職員体制は監査委員事務局の2名と合わせた3名体制ですが、職員からの申立て等が行われた場合、通常の監査業務と並行して審査等を行うことは難しいことから移行するものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。ありますか。

山田伸幸委員 最初この議案が出たときに、今後、その代替措置をどうするのかと心配しておりましたら、山口県の市町公平委員会へ移行するというので、その代替措置はあるのかっていうのは思うんですが、ただ市町公平委員会というのはどこにあって、これまでどういう活動をしてきたのかというのは、分かればお答えください。

辻村総務部次長兼人事課長 市町公平委員会は山口市の市町総合事務所ですから、自治会館の中に設置されております。ちょっと案件については、加盟している市町の公平委員会がどれだけあったかということですが、そこでの案件についてはちょっと把握しておりません。すいません。公平委員会で、相談、苦情等の相談件数等については、例えば平成30年度は相談が2件あったと。それ以前も、年によっては、ない年もあります。1件から大体2件程度。ここ5年で。その程度です。

笹木慶之委員 今ね、この公平委員会、県の公平委員会に加盟していない団体、市はどのぐらいありますか。

辻村総務部次長兼人事課長 今、現在加盟していないのは下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、周南市と本市です。

笹木慶之委員 分かりました。私もこの措置は、やはり妥当な措置だと思います。単市で持っておってもなかなか機能が難しいと思いますので、やはり県のまとめた判断の中でされるほうがいいと思います。

河野朋子委員長 意見ということでもいいですかね。

伊場勇副委員長 地方公務員法の第7条第4項ですと15万人未満の市町村は地方公共団体の組合、もしくは、そういうところには公平委員会が必要だと定めてらっしゃいますけど、それはまとめても法上は別に関係ないということですか。

辻村総務部次長兼人事課長 まとめても大丈夫だということです。

奥良秀委員 山口のほうへ移すことで、以前から、これは検討されていたのでしょうか。それとも、今回、急にええられたんではないでしょうか。どちらでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 これについては、もう以前から、最初に言いましたように、相談件数と審査件数がない状態。これは、旧小野田市の時代からいえば、昭和の時代から、そういった状態があって、ただ費用対効果とかいろいろ考える中で、ずっと検討しておったということです。

河野朋子委員長 ほかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はなしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。それでは続きまして、議案第42号についてお願いいたします。

田尾総務課長 議案第42号は山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてです。これは、地方自治法第290条によりまして、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の構成団体の変更、そしてこれに伴う規約の変更などについて、当該組合を組織する地方公共団体の議会の議決を求めるものです。このたびは、令和2年4月1日から公平委員会の設置及び公平委員会の権限に関する事務を共同処理する団体に、この山陽小野田市を加えること、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度の施行に伴い、規約中の文言を一部改正すること、この2点の変更について、議会の議決を求めるものです。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑をお願いします。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑なしということで、討論もよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上で、5番目まで終わります。では、退室をお願いします。引き続き、審査を続けたいと思いますので、よろしくお願いします。審査番号6番、議案第23号について説明をお願いいたします。

辻村総務部次長兼人事課長 それでは、議案第23号山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。この度の改正は、

先ほどありました公平委員会設置条例を廃止することに伴い、公平委員会事務局の職員1名を監査委員事務局に加え3名とすること及び臨時職員制度が廃止され会計年度任用職員制度に移行することによる文言の改正です。

山田伸幸委員 確認のような質問になって申し訳ないんですが、要するに今おられる監査委員事務局の中におられる職員の人数としては、変わらないということによろしいのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 そのとおりです。

河野朋子委員長 ほかにはいいですか。（「なし」と発言する者あり）質疑を打ち切り、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）ということで、本議案について採決をいたします。本案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、第24号をお願いいたします。

辻村総務部次長兼人事課長 それでは、議案第24号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。この度の改正は、職員手当である住居手当のうち、職員等が新築し、又は購入した住宅であって、新築又は購入した日から5年間を経過していないものに係る住居手当、月額2,500円の支給について、県内他市の状況を踏まえた上で関係団体と協議が整ったことから、このたび廃止するもので、施行日は4月1日です。御審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

山田伸幸委員　これで、今まで住居手当が実際に支給されてきたのは、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長　これまでというか、現在この手当が支給されている者が、12月現在で25名おりました。

伊場勇副委員長　関係団体と協議したとありますが、関係団体ってどういった団体なんですか。

辻村総務部次長兼人事課長　市の職員労働組合というか、団体でございます。

河野朋子委員長　ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切りまして、討論もよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をいたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。それでは、議案第48号について説明をお願いいたします。

辻村総務部次長兼人事課長　それでは、議案第48号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。この度の改正は、2年に1回開催しています特別職報酬等審議会の答申を受けての所要の改正であり、現在の減額措置を廃止するよう答申がなされたので、これを尊重し、5%の減額措置を廃止するもので、施行日は4月1日です。御審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長　説明が終わりましたので、質疑を受けます。

山田伸幸委員 この議案には直接関係ないかもしれませんが、市長等の給与についてはどのような扱いになるのでしょうか。

河野朋子委員長 答申を受けてのことですよね。

辻村総務部次長兼人事課長 答申自体は、減額措置を特別職も含めて全て廃止するという答申ですので、この答申どおりでいけば、給与の減額措置も本来は廃止されるということになるかと思います。

山田伸幸委員 しかしながら、それは、このたび市長等については適用しないと出てくると思うんですが、その点についていかがですか。

河野朋子委員長 本会議場でも答弁ありましたけども、もう一度確認のために。

芳司総務部長 今、次長も申しましたように、今回の報酬審の答申を受けて、減額措置については全て廃止ということですので。その上で、市長以下特別職5名については、改めて10%減額したいという意向が示されましたので、それに基づいて、今取り扱っているということですので。

山田伸幸委員 では、10%カットを継続する理由は何でしょうか。

芳司総務部長 昨日も議場で市長からもありましたけれど、一旦こういう減額については、廃止をしっかりとしていきたいということの上で、今後まだ景気の先行きも不透明な中において、来年度以降、公債費の大幅な増加であるとか、社会保障関連経費が引き続き増加傾向にあるという実情があります。そういったことを受けて、市長とすれば、今後、施政方針でも言われておりますけれど、第二次の総合計画、特に前期の基本計画の集大成に向けて力強く取り組むために、こうしたいという申出があったということですので。

山田伸幸委員 要するに財政的に、今まで厳しいという表現もかつてされていて、その際に大幅なカットがあって、それは若干緩んできたけれど、しかし、実質の財政の厳しさ、特に今回示されたように財政指標についても非常に悪くなっているということに鑑みて、市長等については減額を戻すということを適用しない。財政状況が理由だということによろしいんでしょうか。

芳司総務部長 おおむねそのように理解しております。

山田伸幸委員 新年度は、現在の非常に厳しい財政状況。特に昨年の消費税引上げ以降の景気減衰。さらに、今のコロナウイルスに関して非常に経済的な停滞が広がって、一体どこまで落ちていくのか、株価も相当下がってきておりますし、法人税収についても余り期待できる状況がないという中で、この問題を楽観視するわけにはいかないと思います。絶対本市の財政状況も悪くなっていくと見ているんですが、それについての執行部の見解を求めます。

河野朋子委員長 ちょっと質問変えますけど、報酬審議会は答申を読みますと、財政状況も少し好転してきているので、このカットを元に戻すっていうことに対して提案されていますが、報酬審の中で、財政状況を判断する資料を出されておりますよね。それは、平成何年度までの財政状況について資料を提示しているか確認いたします。何を根拠にそういう判断を報酬審議会がされたのか。

辻村総務部次長兼人事課長 はい、財政のほうで取りまとめているデータで平成30年度までのデータを拾って、合併時から平成30年度までのデータを基に御審議いただいているということです。

河野朋子委員長 それもホームページでちょっと確認はしていたんですけど、

それを見ますと、経常収支比率がたしか合併当時ほど99%っていうすごく厳しいときがあって、それから少しずつ好転して行って、平成25年度ぐらいから、かなり数字が回復していますよね。平成29年度辺りは90%ぐらいまで回復しておりましたので、それを見た限りでは、やはり報酬審議会がそういった答申を出されたということは本当に理解できるんですが、今言われる財政が厳しいのでっていうのは、市長がそういう判断されたっていうのは、どの辺りの数字を見て判断されたんでしょうか。その辺はどうでしょうか。

芳司総務部長 御本人でないので何とも説明しにくいんですけど、ただ、今ある程度の好転はしているという捉え方はあろうかと思っております。ただし、先ほど申しましたように特に大型の公共事業が随分進みまして、いよいよ来年度から本格的なその償還に入るということもあろうかと思っております。来年度の予算編成を市長、財政課等でされたんですけど、多分そういう中で、そういうことを感じられたのではないかなと考えております。

中岡英二委員 ちょっとお聞きしますが、数年前に市長を始め幹部職員、議員を含めて給与のカットを実施され、今回新たに議員は5%戻そうという案が出ていますけど、今の状況は、市長を含め執行部の幹部の方は5%カットのままなのか、もう戻られているのか、その辺ちょっとお聞きします。

芳司総務部長 合併直後から、私ども職員も5%もカットという状態でしたが、平成26年度で減額については廃止になっております。

河野朋子委員長 ほかに質疑は。よろしいですか。

笹木慶之委員 報酬審の答申書というのは、今ここに出せませんか。

河野朋子委員長 添付資料として配っていただいたほうがよろしければ。よろしいですか。ここであえて、必要ならば。

笹木慶之委員 参考にちょっとお願いします。

河野朋子委員長 では、それは準備していただきながら質疑を続けたいと思います。

笹木慶之委員 答申書は大体頭に入っていますが、一応、市長は現下の状況の資料を全部そろえて報酬等審議会に諮問された。報酬審の委員はそれを見て、今の市の生い立ちというかね、全部を見た上で判断された答申が出された。いわゆる民意を反映されたということになんですよ。そう受け止めざるを得ません。その民意を反映されたものを市長がこのたび受けて、この提案をされたということですよ。ということは、民意を反映したいという市長の意思が働いたと理解せざるを得ないわけですが、それでいいんですか。

芳司総務部長 今、笹木委員が言われたとおりであろうと思っております。特に報酬審から減額措置の廃止を言われたというのが、これも合併後14年間にわたって継続してきていた措置です。本来的に、その減額措置、特に合併直後の極めて厳しい財政状況がありましたので、その状況を踏まえて、こういった減額措置をすべきという答申であったと思っておりますので、そういう意味では、報酬審からも、こういう減額措置についてはあくまで一時的なものであるべきだと、14年間にわたって更に継続していくということは、ちょっと本来的な在り方ではないのではないかという意見の中で、今回の廃止という答申がされたということです。

笹木慶之委員 それで今、答申書をもう1回配っていただきたいと思ったんですが。この答申書の第1番、報酬及び給料の額というところの2行目のところに、合併後14年間継続して減額措置がなされているが、本来の

減額措置は一時的な措置であるべきものであることや、現在の状況からは全て廃止することが、後段は別として、一時的な措置ということなんですね。だから、もし改めれば、減額ではなしに報酬そのものを改めるという方法の選択肢もあったわけですが、それは取られなかった。もちろんそれは、審議の中で十分審議された結果、こういう結論に至ったと理解していいんですね。

芳司総務部長 そのとおりであろうと思っております。1の5行目以降、5、6、7行にも書いてありますけれど、減額を置いた上で、本来的な給料の額、これについても県内の他市であるとか類似団体との均衡ということで、本来的なものについても、据え置くことが妥当であるという判断が示されたところです。

山田伸幸委員 以前の報酬審は、非常に議会に対して厳しい見方がされておりました、議会からもですね、議会事務局長が参考人として出席をして意見を述べたりしてきたんですが、なかなか議員の報酬については元に戻ることがなくて、近年の財政好転の上でもそれがなかなかされていなかったのが、ようやくここで戻ってきたと思っていたんですが、市長等の給与については、現下の財政状況の厳しさ、今後の見通し等も含めて据置きをされる中で、議員だけがこのように提案されて、そこでは執行部との均衡性はどのように考えておられるのでしょうか。

芳司総務部長 次の議案にも関わるんですけど、行政委員会の委員の額についても、2,000円から4,000円という措置を今回させていただいております。必ずしも議員だからということではなくして、本来的にこの一時的であるべき減額ということを本来廃止すべきだということについて、全てをそれを尊重し受け入れた上で、執行部側の姿勢として特別職5名については、更に10%減額を今後もやっていきたいという意向が示されたものと、私どもは理解しております。

山田伸幸委員 委員の報償はかつてというか、以前は5,300円だったものが1,000円に抑えられ2,000円に上げられて、今回4,000円ということなのですが、それについては分かります。ただ、議員というのはやはり市民の代表であって、やはり市民が納得するような、そういう報酬、あるいは、手当等も含めて、今後の議会の継続性というのも考えていくべきであると思います。さらに、現下の財政状況というのをしっかりと見ていく必要があると思うんですけど、ちょうど副市長が来られたんですが、副市長も市長と一緒に、この度の、この議案ではないですけど別の議案で、引下げをそのまま踏襲するとされたことについて、副市長としての意見をお聞かせいただきたいと思います。

古川副市長 特別職の報酬等審議会、これは地方公務員法上には規定はないんですけど、市長又は議員の報酬についてはこういうような報酬等審議会を作って、第三者の意見を聞く中で正当な金額に決めなさいという、これは、昔の自治省の行政実例の中にあるものです。そうした中で基本的にはずっと尊重してきたという中で、本市の市職員の給料カット、また三役の給料カット、議員の給料カットについては、これはすごい特異性があると考えております。というのは合併したときの危機的な財政状況を、私もそのとき人事課長でおりましたので、職員の給料カットをするってというのは、一番最後の最後の手段だと考えておりました。とにかく、歳出を削るだけ削った後に、職員の給料に手を付けるのが最後の手段だということの中で、当時、議員の給料、全体の報酬を24.何%ですか、そのようにカットされました。私自身の考えとしては、議員の報酬をカットするということは、基本的にはあってはならないと考えております、職員の給料もそうですが。とはいえ、三役なり、五役である為政者、行政を司る者の給料については、やはり、そのときのトップの考えが反映されてしかるべきだろうとも考えます。ですから、今他市においても、議員の報酬は報酬審のとおりに出ておりながら、市長の給料等はカットされておる市が、隣の市もそうだったと思いますが、そういう市もあると考えておまして、報酬審の答申は当然、尊重すべきということ。諮

問答申の附属機関の委員会で、諮問答申があるものは、基本的に答申は尊重すべきであると考えております。そうした中で、今回の議員の報酬を戻す、また市長以下、他の職員も戻すということの答申がなされたので、それは基本的に一度戻します。そうした中で、今の市の状況、これは市長とも話したんですが、やはり合併特例債、また財政がある程度、好転しました。合併時は、財政調整基金が1億円にも満たなかった。今はああは言っても30億円、基本的に基準財政需要額の10%だったか、うちで30億円ぐらいが大体の財調を持っておく基準なんですが、そういうような財政状況の中で、報酬審は答申で出されたんだろーと思いますが、やはり今回の予算編成等々を行う中で、財調も11億円くらい取り崩しましたし、合併特例債は150何億円、事業費として370何億円を使った中で、今から起債の償還も始めるということの中で、市長と相談する中で、やはり行政を司る者は、もう一度、今までどおりのカットで改めて、行政のかじ取りに臨もうということで判断したところ です。

河野朋子委員長 市長等のカットは10%ですよね。その影響額っていうのはどれぐらいなんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 支給額での影響額は5人、五役、特別職全部合わせて、10%カットで約628万円、630万円弱というところです。

河野朋子委員長 分かりました。

山田伸幸委員 現在、市会議員の5%カットというのは、どの程度なんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 今回の補正で挙がっていますけども、これは共済含めて855万6,000円となっていますので、これが影響額です。

奥良秀委員 今630万円と言われたのは、1か月それとも1年ですか。

辻村総務部次長兼人事課長 給料と手当を含めた年間です。年間の5人分です。

奥良秀委員 要は緊迫した財政状況という言葉があるんですが、これが好転すると思われませんか。

河野朋子委員長 姿勢としてどうなんですか。

古川副市長 それだから好転っていうんじゃないんですが、仮に600何万円の一般財源がありますと、起債を借りた事業しますと起債は75%借りられますので、25で割ると、一般財源をそれだけ浮かせた事業ができるということです。

奥良秀委員 これはちょっとなんていうんですかね、気持ちの問題なんですけど、そういうふうな10%をカットするというよりは、それよりも10%上積みするような仕事をもっと充実してやっていただきたいと思いますので、これはあくまで提案としてよろしくお願いします。

河野朋子委員長 意見でいいですかね。

古川副市長 肝に銘じておきます。

河野朋子委員長 この議案について質疑を続けます。

長谷川知司委員 今までは、執行部と議会というのは両輪ということで、一緒になってやってきたんですが、今回は執行部側だけこのような形でされとなると、議会としてもちょっと、やはり疑問を感じるなと思っておりますが、それについて何かございますか。

古川副市長 私どもの考えとして、議員の報酬をカットすること自体が通常じ

やないと考えておりますので、これはもう通常の状態に戻ったということです。市長等のカットはどこの市でも、議員の報酬をカットまではしていませんので、そういう議員の報酬をカットするというのは、少しイレギュラーだと考えております。

山田伸幸委員 私は合併前から議員をしております、カットされたときは非常に困った覚えを今でも持っています。ですが、それが常態化して15年、若干ずつ戻ってきたりしてきてはいるんですけど、今本当に議員として、やっぱり市政全体を見ていく立場。特に今年は特殊事情もあって、この年になぜ上げなくちゃいけないのかという疑問が、この議案が出たときから思っております。日、一日一日、財政状況の悪さというのがニュースで出されるにつれて、今非常にタイミングが悪いなと思っているんですが、執行部は今のこの1月、2月、3月の経済状況を見て、今、こういう議員や、あるいは、もともとは市長等の給与も引き上げる予定であったと思うんですが、それについて市民の理解が得られると考えられるでしょうか。いかがでしょうか。

古川副市長 経済情勢というのは、2月以降の新型コロナのことを言われていらっしゃると思うんですけど、新型コロナが出てくる前は、景気は日経平均もある程度安定しております、景気もそこそこだと理解はしておりました。今、山田委員がおっしゃいますように、この新型コロナ、こういうようなことになって、やはり経済は、まだパンデミックまで行っていませんけど、世界的な株安っていうのは起きておりますので、これ日本だけではなくて世界的にリーマンショックよりひどいんじゃないかという経済学者の話もございしますが、そういうように経済情勢は下降気味になっていくだろうとは理解しております。

山田伸幸委員 先日から私、いろいろな方とお会いをして、特に子供を持っておられる家庭の方のお話を伺ってきたんですが、子供が低学年の方は仕事を休まざるを得ない状況があります。当然、その分の収入が落ちます。

御主人はどうですかって言ったら、仕事がなく困っていると。やはり特に飲食業の方のお話を伺いましたが、せっかく入っていた3月、年度末のいろんな予約が全部キャンセルになって、非常に困っている。ひょっとしたら店を畳むことも考えなくちゃいけないほどだという状況の悪さ、これはもう本当に近年、合併以来、合併当初の厳しい財政と言われていたとき以上のものを、今市民の中からは感じているんです。そういった状況で、議員の報酬を戻すというのは、市民の理解は到底得られそうにないなというのが私の実感なんですよ。市の中にそういった今のこの問題で、相談とか、あるいは、財政状況の悪さを支援してもらおうような、そういう要請とか来てないんでしょうか。

河野朋子委員長 今担当じゃないので分からないと思いますが、これを提案された時点は、議案を出そうとされた時点の状況と今とは違うっていうことについて、その辺の説明をお願いいたします。

古川副市長 コロナの経済対策ということを言われましたけど、この議案とはちょっと違うところのステージの議論になろうかと思えます。この議案を上程というか、発送したのが2月12日ということで、まだまだこのような状況にはなかったということの中で、報酬審の答申があって、やはり尊重するという流れの中で、このように上げさせていただいた。その後、1か月の間にこういう状況になったということは、御理解をいただきたいと思えます。

河野朋子委員長 今、少しその辺が、次期的なずれもありますので、その辺も加味して、質疑を続けたいと思えますが、ほかにはよろしいですか。質疑はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切りまして、討論はありますか。

山田伸幸委員 今、言いましたように、市民の今の状況を考えて、この時期に議員の報酬を戻すというのは、やはり大きな問題があろうと思えます。

それとあわせて、執行部は同じような答申を受けておきながら、やはり財政状況の厳しさを理由に引上げを行っておりません。議員だけその報酬の引上げについてはするべきではないと思いますので、本件については反対といたします。

河野朋子委員長 ほかに討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。では、討論なしということで本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 可否同数ということですが、それでは、本議案については、委員長裁決により否決すべきものと決めます。以上です。続きまして、議案第49号について説明をお願いいたします。

辻村総務部次長兼人事課長 それでは、議案第49号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。このたびの改正は、2年に1回開催しています特別職報酬等審議会の答申を受けての所要の改正であり、現在の減額措置を廃止するよう答申がなされたので、これを尊重し、教育委員等の5%の減額措置を廃止するものであります。また、附属機関等の委員についても、行政委員と同様に減額されていたことから、現在2,000円となっている報酬を近隣市の状況から4,000円とするもので、施行日は4月1日です。御審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑はありますか。

山田伸幸委員 対象となる委員は、どういう委員があるのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 まず行政委員としては教育委員、農業委員、監査

委員、あと固定資産評価委員があります。それ以外では、附属機関として、先ほど言った特別職報酬審議会と各附属機関として登録されている委員会が対象となってきます。

河野朋子委員長 ほかに質疑は。よろしいですか。（「なし」と発言する者あり）討論もよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第50号について、辻村次長お願いいたします。

辻村総務部次長兼人事課長 議案第50号山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。このたびの改正は、職員の処分に伴い、市長及び副市長の責任を重く受け止めて、自戒として、給料を4月から6月までの3か月間20%減額するための改正であります。御審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりました。質疑はよろしいですか。

山田伸幸委員 職員の処分の責任を取るということですが、職員の処分をする委員会で執行部の責任というのは問われていたんでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 今回の処分においても、管理監督責任ということで、部長以下監督者についても懲戒の処分をさせていただいています。

長谷川知司委員 3か月の20%っていうのは、どのように誰が決めたか、何か基準か何かあるんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 特別職につきましては、カットするパーセントの
そういう基準は、これはあくまでも自戒として、市長が自らこうしたい
ということですので、今の10%プラス10%を3か月間したいという
中での改正です。

河野朋子委員長 特に基準とかがないということですね。

笹木慶之委員 2点お尋ねします。先ほど市長等の給与の減額のことがありま
したが、条例はこれですからね、ここで言おうと思って待っていましたが、
結局隠れておったものが出てこざるを得なくなった条例なんですね、
この条例が。早く言えば、答申を受けて戻すけれども、また別の状態と
して、新たな姿勢を示すためにカットするということになれば出なかつ
たわけですよ、条例改正がね。ところがこの改正によって出てきたわ
けですね。ということで理解していいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）
まず前者の問題、だから市長は答申を受けて、そのままそれはストレ
ートで理解されたと理解していいんですね。しかし、新しい施策を打つに
当たって、執行部の姿勢を示すために始まりの始まりをされたというふ
うに私は理解したわけです。まずそれが1点目、お答えください。もう
1点は、ここに書いてあるように、懲戒処分に関して、市長、副市長の
責任を明確化するとありますが、今回の案件を全てこれで反省の意を表
すと。いわゆる案件全ての意を表すと理解していいんですね。2点お尋
ねします。

河野朋子委員長 先ほどの1件目は、副市長が答えられた先ほどの答弁とダブ
りますので、2件目についてお答えをお願いいたします。

芳司総務部長 委員の言われたような理解で差し支えないと思っております。
2点目ですけれど、今回の不正というか、行為を受けまして、自戒の念
を込めてされたということで問題ないと思います。

河野朋子委員長 はい、ほかに。よろしいですか。この件について。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切ります。討論はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上で、10番までを終わります。職員の入替えをして、すぐに再開いたします。議案第25号について審査をいたしますので、説明をお願いいたします。

末永消防課長 それでは、議案第25号山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。議案第25号は山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものです。消防団員の処遇改善を図るため、団長、副団長、分団長、副分団長、部長の年報酬を各1,500円、班長、団員の年額報酬を各2,000円増額することにより、山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第12条第1項の改正を行うものです。変更金額については、近隣市とあわせるものです。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いますが、質疑はありますか。

伊場勇副委員長 近隣市とあわせるということなんですが、上げたことについて、どういう効果があるとお考えでしょうか。

末永消防課長 現在、近隣市であります下関市、宇部市、そして山口市等が、今回、同額の金額と確認しておりますが、消防団員の入団等考えた場合、

市内に住まれている方、そして市内に勤務又は通学されている方となっておりますので、団員の確保に効果が出てくると考えております。

笹木慶之委員 この報酬の額は地方交付税の算定基準額と比較してどうなっているのでしょうか。

末永消防課長 今、おっしゃられました地方交付税の算定基準を基に、同額の金額で今回改正をさせていただくこととしております。

笹木慶之委員 したがって、この報酬については、地方交付税の算定基準額がおおむねその額となっているという流れになってはいますが、そのように理解していいんですね。

末永消防課長 そのとおりです。

長谷川知司委員 消防団の方には大変感謝しているのは確かです。今回、部長と班長の間金額の差がなくなりましたね。今までは500円でもあったんですね。それで、これをなくすっていうことは、仕事内容あるいは責任の度合いは一緒だという考えなんですか。あるいは、どういうことでこれが一緒になったか教えてください。

末永消防課長 今おっしゃいました部長と班長の金額が同額ということですが、これについては、退職報償金というのがありますが、これについても部長と班長の金額が同額となっていることも踏まえ、さらに、今回の地方交付税の算定基準に基づき、同額とさせていただいたところです。

長谷川知司委員 仕事内容、責任内容の差はどうなんです。

末永消防課長 失礼いたしました。部長、班長につきましては、分団長、副分団長を補佐するということで同じくくりとなっています。

山田伸幸委員 現在、それぞれの階級でどの程度の方が所属しておられるんでしょうか。

末永消防課長 階級ごとでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）団長につきましては1名、副団長につきましては3名、分団長が14名、副分団長が14名。部長が35名、班長が55名、団員が314名となっております。

山田伸幸委員 この人数は、山陽小野田市の規模でいうと充足されていないように思うんですが、いかがでしょうか。

末永消防課長 山陽小野田市の条例定数につきましては、485名になっておりますが、実員につきましては436名で欠員が出ている状況です。

河野朋子委員長 ほかに、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論は。（「なし」と発言する者あり）討論なしということで本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。ちょっとこのままお待ちください。先ほどの議案について少し補足があるようです。退室の方はお願いいたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。それでは先ほどの議案について少し補足があるということなので、お願いいたします。

清水企画部長 すいません、先ほどの議案第41号の山陽小野田市公民館条例の一部改正の件で、若干、補足して説明をさせていただきたいと思って

おります。といいますのが、先ほど民生福祉常任委員会の中で、議案第26号支所及び出張所設置条例がありまして、埴生支所の話がありました。その件で、複合施設条例の制定をするのかしないのかという議論がありましたので、全市的なことがあるということで、企画部サイドで出席して御答弁をしましたので、共通認識を持っていただきたいと思いましたが、ちょっと御出席させていただいて御報告させていただきます。民福の中で、複合施設条例を制定しないのかというところの議論がありまして、厚狭の場合は、厚狭は総合事務所と公民館と図書館ということの複合施設でありますけれども、その中に市長部局のコミュニティー施設というものを設置したということから、複合施設条例を制定したという経緯があります。今回は、埴生においては、コミュニティー施設の設置を今のところしないことになっておりますので、それぞれの条例の位置の変更ということになります。今後どのようにするのかということがありましたので御回答申し上げましたが、現在、来年度「協創指針」を制定するところで、各地区のまちづくり、地域づくりについては地域の皆さんと一緒に検討していきたいというところがあります。その辺りをするに当たって、各地区の拠点施設となるようなものを設置する必要があるんだということがありますので、大体公民館があるようなところが想定されるわけですが、そういったところについて、今後、全市的に整備をしていきたいというところがありますので、埴生についても、そのときに同様に対応させていただくようになるだろうという御回答を申し上げたところです。以上です。

河野朋子委員長 今、説明がありましたけど、何か。

山田伸幸委員 コミュニティー施設というのはこれ何のことなんですか。

和西企画政策課長 簡単に言いますと、市長部局で持つ建屋のことです。今、公民館は社会教育法上、つまり教育委員会の所管のものなんですが、厚狭の複合施設におきましては、厚狭公民館の所管じゃなくて、もうひと

つ市長部局の要素を持たせようというところで社会教育法上の縛りをなくしているものの要素を厚狭の場合は設けまして、コミュニティー施設というのを設けております。実際、社会教育法ではできないようなものが、実際あそこの施設では今行われているというところでは。

河野朋子委員長 具体的にそれってどういうことということですか。具体例を挙げて言ってください。

和西企画政策課長 例えば、飲食です。飲食につきましても、やはり社会教育法上ではなかなか難しいところありますが、今厚狭の複合施設につきましては可能になっております。また、今企業が新幹線の利便性がいいというところで、あそこを会場にして研修の場に使われたりしています。これは厚狭公民館、つまり社会教育法上の縛りの中では、なかなか貸すことができなかつた事例かなと思います。

長谷川知司委員 では確認ですが、この公民館は、責任は公民館のほうだと。その中に支所が間借りしているという理解でいいんですか。

和西企画政策課長 それは、条例上とはまた別の形になると思うんで、管理運営をどのようにしていくかという話になっております。実際、今、赤崎公民館をはじめ南支所が入っているという形をとっておりますが、今回の植生の施設につきましても同様の形態と聞いております。

山田伸幸委員 児童クラブは、入り口が別ということで、複合と考えないということでもよろしいんでしょうか。

清水企画部長 この植生については、複合施設ということではなくて、公民館と支所と児童クラブがある総合庁舎のような形態であるということなんです。

山田伸幸委員 そうなると、例えば建物としては外観は一つですよ。建物に、

例えば市民の方から別称を設けると、呼び方ですね。そういったことも可能になってくるんですか。というのも、この建物は一体何だと。今は複合施設という括弧書き、公民館という形になっているんですが、実際に正式名称となると困ると思うんですけど、どうなるんですか。

和西企画政策課長 設置条例がない以上、埴生複合施設という看板は、あの施設に付くことはないと思われま。先ほど来、部長が申しておりますが、あそこは公民館と支所と児童クラブが合築でできているというところで。我々はちょっと手続上とか便宜上、複合施設と言っておったんですけど、設置条例上はないというところになります。

河野朋子委員長 よろしいですか。説明は一応受けたということで、採決はしておりますので、はい。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）もう特になければ審査は全て終わりましたので、ここで総務文教常任委員会を閉会したいと思います。お疲れ様でした。11時から、分科会を開催しますのでよろしくお願いします。

午前10時48分 散会

令和2年（2020年）3月11日

総務文教常任委員長 河野朋子